

1. 1 建設副産物情報交換システムの開発経緯と目的

特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者の登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の促進及び廃棄物の適正な処理を確保することを目的とした「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）が平成 12 年 5 月に公布されました。

平成 13 年 1 月には、国土交通省、農林水産省、経済産業省、及び環境省が共同で同法に基づく基本方針を策定し、建設副産物のリサイクル推進に向けた新たな基本的考え方、目標および具体的施策を明らかにしました。この基本方針ではインターネット等を活用した建設副産物の情報交換システムの整備について明示されました。

そこで、国土交通省では、「建設副産物情報交換システム」を開発し、平成 14 年度に全国運用を開始しました。同システムは、工事発注者、排出事業者及び処理業者間の情報交換により、建設副産物にかかる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの向上を図ることを目的としたWEBオンラインシステムです。

（一財）日本建設情報総合センターでは、同システムの利用開始からその運用を担当するとともに、改良を随時行っています。

1. 2 建設副産物情報交換システムの位置づけ

建設副産物のリサイクルについては、リサイクル発展・成長期から、維持・安定期に入ったと考えられ、今後はリサイクルの「質」の向上が重要な視点となっています。

国土交通省における建設リサイクル推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月）では、建設副産物情報交換システムの利活用を促進するとともに、同システムを活用し、毎年の建設副産物物流のモニタリングを実施することとしています。

また、国土交通省「土木工事共通仕様書」（平成 30 年 3 月）では、受注者に対して、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を同システムに入力することが規定されました。